

ID 決済機能利用特約

第1条 （本特約の適用）

1. 本特約は、SBペイメントサービス株式会社（以下「SBPS」といいます）が「SBPSクレジットカード加盟店規約」（以下「原規約」といいます）に付随して、カード加盟店がカード会員に対し、SBPS所定の方法で信用照会端末にカード番号等を登録し、通信販売等においてその登録したカード番号等を利用する場合に適用されるものとします。
2. 本特約に規定のない事項は、原規約が適用され、本特約の規定と原規約の内容が矛盾する場合、別段の定めがない限り、本特約の内容が優先して適用されるものとします。
3. 本特約に定める用語の意味は、本特約に特段の定めがない限り、原規約の定めに従うものとします。

第2条 （本特約の変更）

1. SBPSは、加盟店の承認を得ることなく、本特約の内容を変更することができるものとします。
2. SBPSは、前項の規定により本特約の内容を変更するときは、その効力発生日を定め、かつ、事前に本特約を変更する旨及び変更後の本特約の内容並びにその効力発生日をSBPS所定の方法で周知し、効力発生日に特約は変更されるものとします。

第3条 （用語の定義）

本規約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとします。

(1) 通信販売	カード会員がカードの提示及び署名によらずにカード番号等の必要な取引事項をカード加盟店にパソコン通信やインターネット通信、電話、ファクシミリ等の通信手段で伝達することにより商品等の購入を申込み、カードにより当該代金の決済を行う信用販売
(2) 継続課金	カード加盟店がカード会員に対し、通信販売により毎月継続的にカード会員へ商品等を提供するもの
(3) 本サービス	第5条に定めるID決済機能をいう

第4条 （本サービスへの申込み）

1. カード加盟店は、本特約の内容を承諾のうえ、SBPS所定の方法によりSBPSを通じて本サービス利用の申し込みをし、その承認を得るものとします。
2. 本サービスに申込みするカード加盟店は、SBPSに対し、申込日現在及び本サービスの利用期間中において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。
 - (1) 本サービスの利用を申し込むこと、また本特約の規定に基づき義務を履行する完全な

権利、能力を有し、カード加盟店の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、SBPS がカード加盟店に対して強制執行可能であること。

- (2) 本サービスの利用申込、これを履行することにつき、法令及びカード加盟店の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
 - (3) 本サービスの利用申込が、カード加盟店の代表者又は代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結されたこと。
 - (4) 本サービスの利用申込及び本特約に基づく義務の履行は、カード加盟店に対して適用されるすべての法令並びにカード加盟店の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、カード加盟店が当事者であり、又はカード加盟店が拘束される契約その他の書面に違反せず、またカード加盟店に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと。
 - (5) 本サービスの利用申込にあたって、SBPS に提供した情報が正確であり、かつ、虚偽の内容が含まれていないこと。
3. カード加盟店は、第 1 項に定める申し込みをするにあたっては、継続課金で取扱う商品等、その料金体系、その他 SBPS が定める必要事項を SBPS に申し出るものとします。
4. カード加盟店が継続課金の対象とすることのできる商品等の代金（以下「継続課金代金」といいます）は、以下のとおりとします。
- (1) 電話通話料及びこれに付随し発生する費用。
 - (2) インターネット接続料・パソコン通信利用料・情報提供サービス利用料及びこれに付随し発生する費用。
 - (3) その他 SBPS が認めた費用。
5. 継続課金において認められる支払回数の種類は、1 回払いのみとします。
6. カード加盟店が取扱う継続課金代金が前払方式（商品・役務の提供前にカード会員に継続課金代金を支払わせる方式）である場合には、加盟店は、SBPS 所定の事項について、事前に SBPS に届け出るものとします。なお、カード会員が継続課金のサービスの利用期間中に中途解約の請求を申出た場合や未提供役務分に相当する料金の返金を申出た場合については、カード加盟店が自己の費用と責任をもって対応するものとします。また、この場合におけるカード会員に対する返金処理は、SBPS 所定の方法によるものとします。

第5条 （本サービスについて）

SBPS は、以下に定めるサービスの全部又は一部をカード加盟店に提供するものとします。

- (1) カード加盟店がカード取扱店舗で信用販売を行った際（信用販売を行わなかった場合

を含む)、カード会員から通信販売又は継続課金の申込を受け付けた場合に、カード加盟店が使用する信用照会端末にカード会員のカード番号等を登録することができる機能

- (2) 前号に基づき登録したカード番号等を SBPS が SBPS 所定の方法で保管する機能
- (3) 第 1 号に基づき登録したカード会員の情報参照及び登録したカード番号等の無効化機能
- (4) カード加盟店が SBPS 所定の手続きをすることにより、第 1 号に基づき登録したカード番号等を用いて、カード会員に対し、継続課金を提供することができる機能
- (5) カード加盟店が SBPS 所定の手続きをすることにより、第 1 号に基づき登録したカード番号等を用いることにより、カード会員がカード加盟店の提供する通信販売において、カード番号等の登録手続きを省略することができる機能

第6条 (売上承認等)

- 1. カード加盟店は、信用照会端末に登録したカード番号等を用いて、カード会員から通信販売又は継続課金による販売の申込を受付けた場合、全件についてカード番号等の有効性を確認するために、SBPS の承認を得るものとします。
- 2. カード加盟店は、前項に定める SBPS からの承認を得られなかった場合、カード加盟店は、通信販売又は継続課金を行うことができないものとします。
- 3. カード加盟店は、各カード会員の継続課金代金を SBPS が認めた期間（以下「料金期間」といいます）毎に集計し、料金期間毎に SBPS 所定の方法により売上承認を得るものとします。なお、SBPS は、売上承認を行った継続課金代金のみ支払いを行うものとし、承認しないものについては支払いを行わないものとします。
- 4. 料金期間は、1 ヶ月以内とし、1 ヶ月を超える場合、カード加盟店は、あらかじめ SBPS に届出て、SBPS の承認を得るものとします。

第7条 (ID・パスワード等の発行方法)

- 1. カード加盟店は、カード会員に対し、通信販売又は継続課金の利用に必要な ID・パスワードを発行する場合、郵送その他 SBPS が認めた方法で通知するものとします。
- 2. カード加盟店は、事前に SBPS へ届出て、SBPS の承認を得ない限り、インターネットを用いた通知方法を行うことができないものとします。

第8条 (カード会員への事前告知)

カード加盟店は、自己の定めるサービス利用規約、その他カード会員が容易に知り得る方法にて、以下の内容を通知し、カード会員の承諾を得るものとします。

- (1) カード加盟店が、別途 SBPS が定める手続きを行うことにより、カード会員との間で、第 5 条第 1 号に基づき登録したカード番号等を用いた継続課金が発生すること

- (2) カード加盟店が、第 5 条第 1 号に基づき登録したカード番号等を用い、別途 SBPS が定める手続きを行うことにより、カード会員がカード加盟店の提供する通信販売において、カード番号等の登録手続きを省略することができること
- (3) カード会員からカード加盟店に対し、継続課金の解約の申し出がない限り継続課金が継続すること
- (4) カード会員からカード加盟店に対し、カード番号等の登録抹消を希望する旨の申し出がない限り、カード加盟店においてカード番号等の登録が継続すること
- (5) カード紛失等によりカード番号等が変更となった場合や、会員資格を喪失した場合に、カード会員はカード加盟店に対し速やかにその旨を連絡すること。

第9条 (加盟店の義務)

1. SBPS は、カード加盟店に対し、いつでも本サービスの利用状況について調査又は報告を求めることができるものとします。この場合、加盟店は、速やかに回答するものとします。
2. カード加盟店は、前項に定める調査に関して、SBPS が回答期限を定めた場合には、当該回答期限内までに回答を行うものとします。
3. カード加盟店は、カード番号等の取り扱いについて、原規約の定めに従うものとします。
4. カード加盟店は、通信販売又は継続課金を行う場合、第 6 条に定める手続きのほか、別途 SBPS が通信販売又は継続課金について定めた規約を遵守するものとします。
5. カード加盟店は、本機能を利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 本サービスに関するソフトウェアのプログラム等を改造又は変更する行為
 - (2) 不正の目的をもって本サービスを利用し、又は第三者に利用させる行為
 - (3) 第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為
 - (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
 - (5) 法令に違反し又は公序良俗に反する行為
 - (6) 本特約又は本規約に違反する行為
 - (7) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (8) 本サービスに関して逆コンパイル、逆アセンブルその他のリバース・エンジニアリング行為、または本サービスのソースコードもしくはプロトコルの解析行為
 - (9) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為
4. カード加盟店は、本サービスの利用によりが第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって解決するものとします。

第10条 (利用の停止、終了)

1. SBPS は、加盟店に以下の事項に該当する事由が生じた場合、カード加盟店に何ら通知することなく本サービスの提供の停止、中断、終了を行うことができるものとします。

- (1) カード加盟店契約が理由のいかんを問わず終了した場合
 - (2) システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合
 - (3) 天災、停電、その他本サービスを継続することが困難になった場合
 - (4) データセンターの障害、一般通信回線・ネットワークの障害、その他想定範囲外の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) 運用上あるいは技術上、想定外の事由が生じ緊急に本サービスの停止、中断が必要と SBPS が判断した場合。
 - (6) その他、SBPS が必要と判断した場合
2. SBPS は、カード加盟店に対して、前項による本サービスの利用停止、中断、終了に伴う一切の損害を補償しないものとします。
3. カード加盟店は、本サービスの利用終了後、本サービスの利用に関して SBPS が開示したいかなる情報も、カード加盟店自身又は第三者のために利用してはならないものとします。

第11条 （本特約に基づく契約の解除）

SBPSは、カード加盟店が次のいずれかに該当する場合、当該カード加盟店に対し催告することなく、本特約に基づく契約を解除することができるものとします。また、当該カード加盟店への本サービスへの提供を一時停止または中止することができるものとします。

- (1) 本特約、原規約のいずれかの規定に違反した場合
- (2) その他SBPSがカード加盟店として不適当と判断した場合

第12条 （損害賠償）

SBPS は、故意または重過失によりカード加盟店に損害を被らせた場合を除き、本サービスに関して、加盟店に対し、一切の責任を負わないものとします。

第13条 （免責）

本サービスまたは本特約に関してSBPSが負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、SBPSは、前条の場合を除き、カード加盟店に発生した損害（以下の事由による場合を含みますが、これらに限られないものとします）については、SBPSに故意または重大な過失が認められない限り、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) カード加盟店側の設備の障害または本サービスに関するSBPS側の設備までのインターネット接続サービスの不具合等の接続環境の障害
- (3) SBPSが第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三

者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービスに関わる設備への侵入

- (4) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービスに関わる設備への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
- (5) SBPSが定める手順等を遵守しないことに起因して発生した損害
- (6) 本サービスに関わる設備のうちSBPSの製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）およびデータベースに起因して発生した損害
- (7) 本サービスに関わる設備のうち、SBPSの製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (9) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につきSBPSに責めに帰すべき事由がない場合
- (10) その他SBPSの故意または重過失による特約等の違反によらない事由

第14条 （権利義務の譲渡禁止）

カード加盟店は、SBPS の書面による事前の承諾がなければ、本特約に基づいて生じる一切の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできないものとします。

第15条 （有効期間）

本特約は、本特約に基づく本サービスの提供が開始された日からカード加盟店契約終了日又は本特約に基づく本サービスの提供終了日のいずれか早い方の日まで効力を有するものとします。

2025 年 1 月 10 日 制定